

平成27年4月から
はじまります

子ども・子育て 支援新制度



平成24年8月、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して「子ども・子育て支援法」ができました。

この法律と、関連する法律に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の拡充や質の向上を進めていく制度が「子ども・子育て支援新制度」です。

この制度を実施するための財源には、消費税増税に伴う増収分の一部が充てられ、子どもたちの未来のために活用されます。

◆問い合わせ
市教育委員会こども課
☎57-7522

新たに始まる給付制度

幼児期の教育・保育を保障するため、幼稚園・保育所、認定こども園、小規模保育等の施設や事業を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、公費を確実に教育や保育に使うため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組みとなっています。

この給付には施設型給付と地域型保育給付があります。施設型給付は、幼稚園や保育所、認定こども園に対する給付で、地域型保育給付は小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等に対して給付される仕組みとなっています。



手続きが変わります

新制度のスタートに伴い、幼稚園・保育所、認定こども園等を利用する際の手続きが変わります。

新たに利用する場合や、現在の幼稚園や保育所等を引き続き利用する場合にも、教育・保育の必要性の認定申請手続きを行い、市から支給認定を受ける必要があります。

支給認定では、一人ひとりに対して細やかなサービスを提供するため、保護者の働き方や、子育ての状況の確認を行います。そして、3つの認定区分に分けられます。

▼支給認定の種類

認定区分	利用できる施設	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	・幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園機能)	満3歳以上の小学校就学前の子ども (2号認定を除く)
2号認定 3歳以上 保育認定	・保育標準時間 (最長11時間) ^{※①} ・保育短時間 (最長8時間)	・保育所 ・認定こども園 ^{※②} (保育所機能) ・香我美、夜須幼稚園
3号認定 3歳未満 保育認定	・保育標準時間 (最長11時間) ^{※①} ・保育短時間 (最長8時間)	・保育所 ・認定こども園 ^{※②} (保育所機能) ・地域型保育 ^{※③}

※①最長11時間…香南市では最長11時間15分

※②認定こども園…幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労に関わらず利用できる施設

※③地域型保育…少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる小規模保育施設や事業所内保育など

2号認定、3号認定の支給認定を受けた利用者は、保育の必要量が区分されます。

保護者の就労時間が月120時間以上の場合は「保育標準時間(最長11時間)」、月120時間未満で48時間以上の場合は「保育短時間(最長8時間)」に認定されます。

地域の子ども・子育て支援の充実を図ります

すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた子育て支援事業を計画的に整備、実施していきます。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者に相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。

平成29年度を目標に、香南市全域をカバーできる「総合子育て支援センター(仮称)」の整備を目指します。

また、現在5カ所の保育所で実施している子育て支援センターは、出張広場として実施し、よりきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行います。

放課後児童クラブ

保護者の就労などにより放課後の時間帯に保護者不在で過ごす児童が、安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、遊びや生活を通して健全育成を図ります。

平成27年度から平成29年度において、野市小学校区、佐古小学校区、野市東小学校区の施設整備を行い、段階的に4年生から6年生の学年の受け入れができるように進めていきます。

保育ニーズの確保

定員超過となっている野市地区の保育所において、平成27年度から佐古保育所の1歳児、2歳児の受け入れられ

る定員を増やします。

また、現在の託児所等で小規模保育事業等を実施してもらうことで、3歳未満児の保育ニーズを確保できるように取り組まします。

3歳以上の保育ニーズに対しては、平成29年度から野市幼稚園・野市東幼稚園において預かり保育を実施するよう検討しています。

香南市子ども子育て支援計画

地域の保育需要をはじめとした、さまざまな子ども・子育て支援施策を計画的に行うために「香南市子ども・子育て会議」で、平成27年からの5年間を計画期間とする「香南市子ども・子育て支援計画(仮称)」の策定に取り組んでいきます。

今後の利用料

新制度が始まると、利用料については香南市が新たに定める額となります。

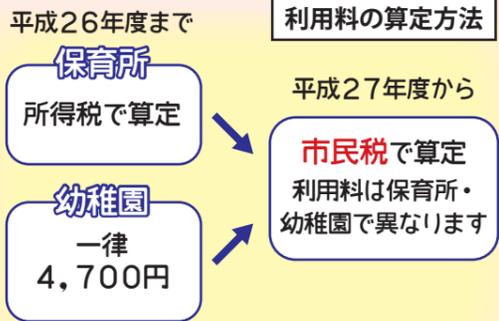
新制度に移行する幼稚園や保育所、認定こども園等の利用料は、保護者の所得に応じた金額となります。

現在保育所の利用料は、利用者の世帯の所得税から算定し、平成27年度からは市民税を算定の基準にして決めています。

現時点では、国が示す利用料の水準が決定していませんが、香南市の利用料も検討中です。

できるだけ現行の利用料と大幅な変更がない額を設定する予定です。

利用料の算定方法



なお、新制度に移行しない私立幼稚園等の施設は、それぞれの施設で利用料を決定しますので、各施設にお問い合わせください。

教えて!! 子ども・子育て支援新制度

Q&A

Q. 認定は毎年受ける必要があるの?

A. 毎年受ける必要はありません。ただし「保育の必要な事由」に該当しなくなった場合や、就労状況に変更があった場合は、認定の変更手続きが必要です。また、認定は住所地の市町村が行います。転入・転出などお引越しの際は、改めて新住所地で認定を受ける必要があります。

Q. 香南市立以外の幼稚園や施設などを希望する場合も認定は必要なの?

A. 香南市立以外の施設を希望する方や、すでに利用している方も認定を受ける必要があります。ただし、希望する幼稚園などの施設が新制度に移行しない場合は、認定の必要はありません。新制度へ移行するかどうかは、各施設にお問い合わせください。

Q. 保育短時間の認定を受けた場合、8時間を超えて預けることはできるの?

A. 延長保育を利用して保育を受けることができます。認定時間を超えた利用時間分は、別途利用料がかかります。利用料は現在検討中です。決まり次第お知らせします。



香南市子ども 子育て支援計画 キャッチフレーズ決定!!

「香南市子ども・子育て支援計画」の策定にあわせ、公募していたキャッチフレーズが決まりました。

地域ぐるみで育もう
未来を支える香南キッズ